

# がん保障特約付 リビング・ニース特約付 住宅ローン

「万への備え」でお客さまに住宅ローン  
ご返済の安心をお届けします！

がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険

## 住宅ローン残高が

新規の方も  
借換えの方も

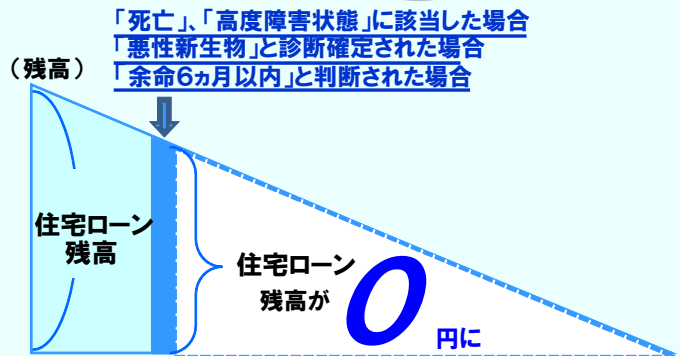
死亡 または所定の高度障害 状態に該当したら

所定の悪性新生物 と診断確定されたら

余命6ヵ月以内 と判断されたら

# 0円に！

大切な  
ご家族のために  
「もしも…」の  
不安を安心に！



住宅ローン残高が0円となるには所定の条件※があります。また、保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。※所定の条件については、裏面をご覧ください。

住宅ローン金利は通常金利に年0.1%を加えたものとなります。

ご利用いただける方

住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入時の年齢が満18歳以上  
満76歳未満、完済時の年齢が満85歳未満の方

ご注意ください！

●がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方はご加入いただけません。●告知内容により、生命保険会社が加入をお断りする場合があります。●保険金限度額は他の地銀協団信制度と通算して最高2億円までとなり、また5,000万円を超えときは生命保険会社所定の専用診断書の提出が必要になります。●お借り換えにもご利用いただけますが、借り換え前に加入していた団体信用生命保険からの継続的な保障は受けられません。※リフォームローン1000は対象外です。



# ごうぎん

お取扱商品および金利につきましては、お近くのごうぎん窓口までお問い合わせください。

MY-A-25-LF-000002

株式会社山陰合同銀行チラス（セL）359（2024.10改）

# 一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度の概要

保 険 名 称	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金受取人とし、銀行から住宅ローンを借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。	
お 支 払 事 由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
	リビング・ニーズ特約保険	保険期間中に余命6ヵ月以内と判断されるとき ※余命の判断は医師の診断に基づき生命保険会社が行います。
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
	がん保険金	保険期間中に所定の悪性新生物（注）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。 （注）悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
保 険 金 額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。 加入申込者一人あたりの限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。	
保険金が支払われない場合	次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。	
	名 称	保険金をお支払いできない場合
	・死亡保険金（リビング・ニーズ特約保険金） ・高度障害保険金	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき</li> <li>(2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払い事由に該当されたとき</li> <li>(4) 戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</li> <li>(5) 告知義務違反による解除</li> <li>(6) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(7) 重大事由による解除の場合</li> <li>(8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</li> </ol>
	がん保険金	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき</li> <li>(2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</li> <li>(3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき</li> <li>(4) 告知義務違反による解除</li> <li>(5) 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合</li> <li>(6) 重大な事由に該当し、契約が解除されたとき</li> </ol>
保 障 開 始 日	融資実行日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれが遅い方の日となります。	
この契約からの脱退	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・ 融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・ 融資について期限の利益を失ったとき ・ 保険金のお支払事由に該当したとき ・ 被保険者の年齢が満85歳に達したとき	
告知に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>この保険への加入申し込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。</li> <li>この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体障害状態などについて、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。</li> <li>なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。</li> </ul>	

※「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」の詳細については「申込書兼告知書」に添付の「重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「ご説明」をご確認ください。

**個人ローンセンター**  
（土日も営業しています）

松江 TEL 0852-55-1119
鳥取 TEL 0857-39-5070

出雲 TEL 0853-22-6330
米子 TEL 0859-31-2321

営業時間／平日：9：00～16：30 土曜・日曜：10：00～16：00 休業日／祝日・振替休日・年末年始・ゴールデンウィーク



2024年10月1日現在